

減免を受けることができるしょうがいの等級

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、減免申請される年度の4月1日時点で次の表に該当する方が対象です。

○身体障害者手帳

障害の区分		身体障害者本人が運転	生計を一にする人・ 常時介護する人が運転
視 覚 障 害		1級～4級	1級～4級
聴 覚 障 害		2級・3級	2級・3級
平 衡 機 能 障 害		3級	3級
音声機能障害(喉頭摘出者のみ)		3級	
上 肢 不 自 由		1級・2級	1級・2級
下 肢 不 自 由		1級～6級	1級～3級
体 幹 不 自 由		1級～3級・5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳 病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級	1級・2級
	下肢機能	1級～6級	1級～3級
心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう又 は直腸・小腸機能障害		1級・3級	1級・3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級	1級～3級
肝 機 能 障 害		1級～3級	1級～3級

○戦傷病者手帳

障害の区分		身体障害者本人が運転	生計を一にする人・ 常時介護する人が運転
視 覚 障 害		特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
聴 覚 障 害		特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
平 衡 機 能 障 害		特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
音声機能障害(喉頭摘出者のみ)		特別項症～第2項症	
上 肢 不 自 由		特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
下 肢 不 自 由		特別項症～第6項症 第1款症～第3款症	特別項症～第4項症
体 幹 不 自 由		特別項症～第6項症 第1款症～第3款症	特別項症～第4項症
心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう又 は直腸・小腸機能障害		特別項症～第3項症	特別項症～第3項症

○療育手帳

しょうがいの程度が「重度」（療育手帳に記載されたしょうがいの程度が「A」）の方

○精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級の方

※しょうがい重複する場合は、事前に問い合わせてください。